

佐渡市公告第 12 号

佐渡市建設工事制限付き一般競争入札共通公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐渡市財務規則（平成 16 年規則第 54 号。以下「財務規則」という。）第 154 条の規定に基づき、建設工事の制限付き一般競争入札について必要な事項を次のとおり公告する。

この共通公告は、入札に参加するための基本的な要件及び共通項目について定めたものであり、この公告によらない個別の事由については、別に公告する個別公告に記載する。

なお、この公告により平成 31 年 4 月 18 日公告の「佐渡市建設工事制限付き一般競争入札共通公告（佐渡市公告第 16 号）」は廃止する。

令和 3 年 4 月 1 日

佐渡市長 渡辺 竜五

第 1 対象工事

この公告に係る対象工事は、下記（1）から（3）までの全てに該当する建設工事とする。ただし、入札参加資格者が少数と見込まれる場合、特殊な機械等が必要となる場合又は市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- （1） 予定価格が 130 万円を超え、1 億 2000 万円未満の工事
- （2） 普通難度の工事
- （3） 佐渡市内に営業所（建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。）を有する建設業者を対象として実施できる工事

第 2 個別公告

市長は、入札参加資格者に対して、対象工事に係る工事内容及び工事に該当する業者の等級等の要件を、この公告とは別に 7 日間を標準に公告するものとする。

- （1） 入札に付する事項
 - ① 工事名等
 - ② 工事場所
 - ③ 工事概要
 - ④ 工事期間
- （2） 入札参加対象者
 - ① 建設工事の種類
 - ② 地理的条件
 - ③ 等級又は総合評点
 - ④ その他

※（2）②として表示する区域は、平成 16 年 3 月合併前の旧市町村の区域で表示する。
- （3） 入札方式
 - ① 競争参加申込期間
 - ② 入札書受付期間
 - ③ 開札日時
 - ④ 入札方式（一般競争入札、総合評価落札方式入札、地域保全型方式入札のいずれか）
 - ⑤ その他

第3 入札参加資格者の等級等

第2(2)③の等級の決定については、対象工事及び当該入札参加資格者の営業所の種別(「主たる営業所」又は「その他の営業所」をいう。)に応じ、下記(1)又は(2)とする。

- (1) 発注標準に基づく単一等級
- (2) 下記表の定めるところにより工事の種類及び規模に応じた等級等

土木一式工事及び建築一式工事

工事の規模	入札参加範囲
5,000万円以上 12,000万円未満	A、B
1,500万円以上 5,000万円未満	A、B、C
400万円以上 1,500万円未満	B、C、D
130万円超 400万円未満	C、D

舗装工事

工事の規模	入札参加範囲
130万円超 3,500万円未満	A、B

電気工事

工事の規模	入札参加範囲
900万円以上 4,000万円未満	A、B
300万円以上 900万円未満	A、B、C
130万円超 300万円未満	B、C

管工事

工事の規模	入札参加範囲
900万円(1,500万円)以上 4,000万円(5,000万円)未満	A、B
300万円以上 900万円(1,500万円)未満	A、B、C
130万円超 300万円未満	B、C

※ 管工事の()内は、水道管渠の工事に係る場合を示す。

その他の工事

工事の規模	入札参加範囲
5,000万円以上	総合評点が645点以上の者
1,500万円以上	総合評点が553点以上の者
1,500万円未満	総合評点を有する者

※ 「総合評点」とは、令和3・4年度の入札参加資格者名簿に登載された者の当該名簿に登載された総合評点をいう。

第4 入札参加資格者の条件

(1) 主体条件

単体企業にあっては、以下の要件の全てを満たすものであること。経常共同企業体にあつては、構成員の全てにおいて①、②、⑥及び⑦の要件を、代表構成員において③の要件を満たすほか、経常共同企業体として④及び⑤の要件を満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当していないこと。
- ② 佐渡市建設工事入札参加資格審査規程（平成16年3月1日佐渡市告示第73号）第2条第1項各号又は第2項第1号若しくは第2号に該当しないこと。
- ③ 上記第2の個別公告（以下「個別公告」という。）で公表される対象工事（以下「公表対象工事」という。）に係る「営業所の区域」に営業所（個別公告にある公表対象工事の「建設工事の種類」に該当する建設業の許可を得た建設業法第3条第1項のものをいう。以下同じ。）を有すること。
- ④ 個別の公告日までに令和3・4年度入札参加資格者名簿に登録されており、同入札参加資格者名簿において公表対象工事に係る「建設工事の種類」及び「等級」又は「総合評点」を有する者であること。
- ⑤ 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の適正な配置ができること。
- ⑥ 本件工事に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本件工事の入札日までの間において、佐渡市から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

※ 営業所の種別のうち「その他の営業所」を有する者については、令和3年4月1日以降引き続き佐渡市内に当該営業所を有する場合で次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に対応する同表下欄に掲げる従業員（佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を有するときは、上記②及び③の規定にかかわらず、その営業所の区域及び等級につき公表対象工事に係る「主たる営業所の場合」を適用する。

土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事
30人	30人	10人	10人	10人

(2) その他条件

経常共同企業体は、同一入札において構成員が単体企業として参加しているときは、当該入札に同時に参加できないものとする。

第5 入札参加手続

- (1) 入札は、新潟県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う。ただし、入札に参加しようとする者が佐渡市電子入札試行運用基準第4条第1項に該当すると認められ、紙入札方式参加承諾願を提出し承諾を得た場合は、紙による入札も認めるが、個別公告で指定された期限までに契約検査室へ持参しなければならない。

(2) 資格確認の申請

入札参加の確認を希望する者は、次により指定する期限までに競争参加資格確認申請書を以下により提出し、入札参加資格確認を受けなければならない。

- ① 提出日時 個別公告に定める期間。ただし、当該個別公告に定める期間の最終日においては午後4時までとする。
- ② 提出方法 電子入札システムによる。
- ③ 添付書類 ア) 添付書類省略届（添付書類が必要な場合は個別公告に記載）
イ) 従業員調書（提出は、上記第4（1）の※に該当する営業所に限る。初度の提出内容に変更のない場合は、同一年度内において2回目以降の提出は不要）

(3) 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、個別公告に記した日時に競争参加確認通知書を電子入札システム上にて送信する。

(4) 設計図書（内訳明細書等、図面及び仕様書）の閲覧等及び質疑

① 閲覧等

閲覧用の設計図書は上記第2の個別公告と併せて、電子入札システム上の新潟県入札情報サービスに掲示する。

ただし、データ容量が大きく電子入札システムに掲示できない場合は、佐渡市ホームページ入札情報内において掲示する。

② 質 疑

質疑事項がある場合は、下記により、質疑書を提出しなければならない。

ア 提出方法 質疑事項（様式は任意）を指定の下記電子メールアドレスへ送信する。
契約検査室 電子メールアドレス：nyusatsu@city.sado.niigata.jp
※質疑書を送信した旨、下記へ連絡する。

佐渡市財政課契約検査室 電話：0259-63-5137

イ 提出期限 入札日前週の月曜日の正午まで。（これによらない場合は、個別公告に記載する日時）

ウ その他 電話での質疑の受付はしない。

回答は質疑の提出期限の翌日の午後を目途に、電子入札システム上の入札情報サービスに掲示する。

第6 総合評価落札方式（特別簡易型）による入札の特例

総合評価落札方式により一般競争入札に付する場合は、佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領及び同運用基準により総合評価点を算定する。なお、技術資料が未提出の者、評価項目の加算点が零点に満たない者は、総合評価落札方式による入札に参加することができない。また、低入札調査基準価格を下回る額で入札を行った場合、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度（基準日まで）に完成、引き渡し済み工事の全工種工事成績評点のうち最低の工事成績評点が65点未満の場合は、加算点から5点を減じる。

(1) 評価項目

① 企業の技術力

ア 工事成績 イ 表彰 ウ 労働災害防止対策 エ 重機保有状況

② 配置予定技術者の能力

ア 資格・経験 イ 工事成績 ウ 表彰 エ 継続教育の状況

③ 地域社会貢献等

- ア 災害時における活動実績等
 - イ 道路除雪の実績
 - ウ 地域内拠点
 - エ 労働福祉
- ④ 企業倫理や信頼性等（減点項目）
- ア 品質確保の確実性
 - イ 入札契約に関する不当な働きかけ
 - ウ 総合評価の不履行
 - エ 指名停止措置等

（2）総合評価の方法

① 評価値の算定方法

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{予定価格} \\ &= (\text{標準点}(100 \text{点}) + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times \text{予定価格} \\ \text{評価値}^{*2} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{予定価格} \\ &= (\text{標準点}(100 \text{点}) + \text{加算点}) / \text{入札価格}^{*1} \times \text{予定価格}\end{aligned}$$

※1 入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合は、低入札調査基準価格で評価値を算出する。

入札価格 \geq 低入札調査基準価格の場合、入札価格＝入札価格

入札価格 $<$ 低入札調査基準価格の場合、入札価格＝低入札調査基準価格

※2 入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合は、入札価格に応じて次の式により評価値を減点する。

$$\text{減点} = (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) \times (30 / (\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}))$$

② 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札者が提出した様式第1号「企業の技術力・地域性確認資料」、様式第2号「配置予定技術者の能力確認資料」の評価に基づいて算出した加算点に、標準点（100点）を加えた値とする。

③ 評価基準と配点

別表「評価基準等の詳細」による

④ 低入札価格調査の実施

調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上で入札した者（以下「調査対象者」という。）が、上記①の算定方法により評価値が最も高くなる場合は、低入札価格調査を実施する。

調査対象者は、事後の事情聴取及び調査に協力しなければならない。なお、手続の継続を希望しない者は落札者とししない。また、入札参加確認申請時にあらかじめ低入札価格調査を受けることを辞退することができる。

⑤ 低入札価格調査の資料提出

調査対象者は、通知日の翌日から起算して3日以内（佐渡市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）に求められた資料を提出しなければならない。期限までに調査資料を提出しないときは、当該調査対象者の入札を無効とする。

（3）確認書類の提出

入札参加者のうち、入札金額が予定価格の制限範囲内で、上記（2）①により算定した評価値の最も高い者を落札候補者とし、確認書類の提出を求める。

確認資料の提出は、提出を指示された日の翌日（佐渡市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）までに証明書類を提出しなければならない。

（4）落札者の決定

上記（３）による確認に基づき、上記（２）①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札調査基準価格を設定するので、その価格を下回る入札者があった場合は、調査の後、落札者を決定するものとする。

なお、低入札価格調査においては失格基準価格を設定するので、この基準を満たさなかった場合は失格とする。

また、技術資料の審査又は申請書記載項目において虚偽の申告であることが確認された者を落札予定者としていた場合は、次により取り扱う。

① 当該虚偽の申告が当該落札予定者の故意又は重大な過失によるものであるときに当該入札は無効とし、当該落札予定者以外で評価値の最も高い者を改めて落札予定者として、落札者の審査をする。

② ①以外するとき

加算点の加点が認められず評価点が過大となる場合は、評価値を修正するものとし、これにより評価値が最も高い者が入れ替わる場合は、落札候補者を取り消したうえ、次順位者について上記（３）の確認をするものとする。

（５）低入札調査基準価格未満で契約を締結した場合の取り扱い

① 財務規則の規定にかかわらず、契約保証金は請負代金額の 10 分の 3 以上の金額とする。

② 財務規則の規定にかかわらず、違約金は請負代金額の 10 分の 3 の金額とする。

第 7 地域保全型工事の発注の特例

佐渡市の発注する建設工事において、地域保全型工事を一般競争入札に付するときの入札参加資格者の条件等については、次のとおりとする。

1 対象工事

予定価格が 3,000 万円未満で特殊な技術（工法、資機材等）を要しない土木一式工事とする。ただし、予定価格が 250 万円未満（小木・羽茂・赤泊地区の工事については 400 万円未満）の工事は指名競争による方式とする。

2 公告及び入札参加資格の確認等

（１）公告における入札方式の明示

地域保全型工事として発注する対象工事は、上記第 2 の個別公告において地域保全型工事であることを明示する。

この場合において、上記第 1（１）にかかわらず、予定価格の下限設定をしないこととする。

（２）入札参加資格の等級等

地域保全型工事に入札参加できるのは「地域貢献地元企業」として認定された単体企業とし、入札参加資格者の等級等は上記第 3 によらず、個別公告により指定する。

3 地域貢献地元企業の定義

「地域貢献地元企業」とは、災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献するものとして次の要件を全て満たし、佐渡市から「地域貢献地元企業」として認定を受けた者をいう。

- (1) 土木一式工事に関し、佐渡市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - (なお、イからオについては過去5年度内に佐渡市内において次のいずれかの実績を有すること。)
 - ア 佐渡市と災害時の協力体制に関する協定を締結する、各地区建設業組合等に加入していること。
 - イ 佐渡市又は国、新潟県の管理施設（道路、河川等直接市民の共同使用に供される土木系のものに限る。以下「市等の管理施設」とする。）の除雪。
 - ウ 平常時の市等の管理施設の点検・パトロール。
 - エ 災害発生前後の市等の管理施設の点検・被害状況調査。
 - オ 佐渡市又は国、新潟県から直接請負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケードの設置等）又は応急工事
- (3) 佐渡市内に建設業法による許可を受けた、本社又は営業所を有すること。

4 地域保全型工事におけるその他の条件等

地域保全型工事においては下請負の制限等を設ける。

- ① 下請負する場合は、二次までとする。
- ② 上記の下請負は、原則として、地域保全型工事实施地区の地域貢献地元企業とすること。

なお、このことの確認は、当該工事履行後において下請負契約を証明する契約書等（施工体制管理台帳、下請決定通知書及び下請企業との契約書、注文書、請書等）により行うこととする。

第8 その他

(1) 契約保証金

佐渡市財務規則第145条及び第146条の規定による。（契約金額が500万円以上の場合は納付）

(2) 入札保証金

佐渡市財務規則第157条から第160条までの規定による。（免除する）

(3) 入札を無効とする場合に関する事項

佐渡市財務規則第168条の規定に該当する場合のほか、申請書又は提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件又は入札執行に係る関係規定に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格確認者であっても、開札のときにおいて資格のない者は、入札参加資格のない者とする。

(4) 入札を中止する場合に関する事項

佐渡市財務規則第172条の規定による。

(5) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置

談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前号の規定による。

(6) 前金払

佐渡市財務規則第93条第2項及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。（契約金額が130万円以上の場合は請求可能）

(7) 中間前金払

佐渡市財務規則第 93 条第 3 項及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。(契約金額が 130 万円以上の場合は請求可能)

(8) 部分払金

佐渡市財務規則第 152 条及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。(契約金額が 300 万円以上の場合は請求可能)

(9) 入札書

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。(その時の消費税率により読み替える)

(10) 内訳書

佐渡市の発注する建設工事においては、入札時に入札書と併せて、積算内訳書を提出しなければならない。内訳書の提出のない入札は無効とする。

ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(11) 予定価格

予定価格を事前公表する場合は、入札公告又は入札執行通知時に示す。事後公表の場合は、入札結果公表時に併せて公表する。

(12) 最低制限価格

予定価格が 130 万円を超える入札については、最低制限価格を設定し、制限価格は変動型の最低制限価格となる。また、下限価格を設定し、下限価格を下回る入札は無効とする。

最低制限価格を下回る入札は無効とし、当該入札の再入札に参加できない。

ただし、個別公告で別に定めた場合は、この限りでない。

(13) 再入札

予定価格を事前公表する場合は、再入札は行わない。

予定価格が事後公表の場合は、予定価格の制限の範囲内で落札とすべき入札がないときは、2 回(初度の入札及び再入札 1 回)を限度として入札を行う。

ただし、無効の入札をした者は当該入札における再入札に参加できない。

(14) 落札者の決定方法

上記(11)の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(15) その他

- ① 入札参加者は、この公告に定めるもののほか、佐渡市財務規則その他の関係規定を遵守することとする。
- ② 書類に虚偽の記載をした場合においては、建設工事の指名停止措置に準じ措置を行うことがある。
- ③ 入札参加資格確認後、開札までの間に入札を辞退する場合は、電子入札システム又は書面により届け出なければならない。